

新たに多重債務者相談窓口を開設しました

問合せ先

消費生活相談室(東館2階)
安全生活課内 ☎51・23305

平成20年度も市民協働推進補助金で 市民活動を応援します

問合せ先

市民協働推進課(☎51・2482)

多重債務を解決するためには、弁護士や司法書士など法律専門家による手続きが解決への近道となりますが、相談者の中には「弁護士、司法書士は敷居が高い」と思われる方が多いのではないのでしょうか。しかし、多重債務の解決の結果、『過払い金』としてお金が返ってくる場合もあります。

■豊橋市の多重債務者相談窓口

豊橋市では4月から借金や多重債務に困っている方を対象とした「多重債務者相談窓口」を開設します。窓口では資格を持つ消費生活相談員が、債務・収入状況を伺いながら、解決方法のアドバイスを行います。また、場合によっては、弁護士会や司法書士会に相談の予約を入れます。お気軽にご相談ください。

とき 月々金曜日午前10時～正午、午後1時～4時30分(土・日曜日、祝日は除く)
ところ 市役所安全生活課(東館2階) **その他** 電話相談も可能ですが、面談をお勧めします

■愛知県(東三河)の多重債務者相談窓口

とき 月々金曜日午前9時～午後5時15分(土・日曜日、祝日は除く)
ところ 愛知県東三河県民生活プラザ(愛知県東三河総合庁舎1階 ☎52・7337)



公益的社会的貢献活動団体の活動を資金面で支援するため、補助金を交付します。

対象者 3人以上の団体で、主に市内で活動し、構成員の2分の1以上が市内に住んでいる団体(通勤・通学者を含む) **対象事業** 平成20年度中に主に豊橋市内を拠点として、環境美化、地域の安全、文化やスポーツの振興、子どもの健全育成など地域社会の課題を解決するために行われる事業(他の補助金を受ける事業を除く) **審査** 5月下旬(公開プレゼンテーションなどを経て補助決定) **説明会** 4月13日午後1時30分市役所東121会議室(東館12階)

■市民協働推進補助金

区分	市民活動スタート支援(つつじ)補助金	市民活動ネクスト支援(くすのぎ)補助金
限度額	5万円	対象事業に要する経費の2分の1(最大30万円)
補助要件	団体設立後2年未満	団体設立後2年以上
受給制限	1団体1回	1団体1年につき1事業(同一事業につき3回まで)



プレゼンテーションの様子

※平成19年度の事業報告会も実施
申し込み 応募書類を4月25日(必着)までに市民協働推進課(西館4階)、市民センター(カリオンビル)※応募書類などは市役所市民協働推進課、市民センター、地区市民館、ホームページ(<http://www.city.toyohashi.aichi.jp/shiminkyodo/>)へ配布

「あいち森と緑づくり」税が導入されます

4月1日から市の組織を変更します

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

森と緑は多くの公益的機能を持っておりますが、私たちの快適な暮らしを支えています。私たちがの快適な暮らしを支えています。

■条例の概要

「あいち森と緑づくり」税条例

（平成21年度から施行）

個人県民税の納税義務者には、現行年額1千円の均等割に500円を、法人県民税の納税義務者には、現行均等割の5%（年額1千円～4万円）を新たに負担していただき、森と緑のための新たな施策の財源に充てます。

「あいち森と緑づくり」基金条例（平成20年度から施行）

あいち森と緑づくり税の収収を他の税収と区分整理するとともに、県民のみならず企業の方々からの寄附金を受け入れるための「あいち森と緑づく

り基金を設けます。

「共通事項」 問合先 税制に関するこ

と／愛知県税務課（☎052・9554・

6048）、市役所市民税課（☎51・2

209）、森林・里山林に関するこ

／愛知県森林保全課（☎052・95

4・6449）、都市の緑に関するこ

と／愛知県公園緑地課（☎052・9

54・6526）

■課の新設

●こども未来館（☎21・5525）

子どもの健やかな成長と市民が交流する施設「こども未来館」の管理運営業務を行います。

●土木管理課（☎51・2507）

市民に分かりやすく効率的な執行体制とするため、道路行政における管理・維持・建設部門の明確化を図ります。

■課の廃止

●街路課

道路行政の再編を図るため、都市計

■課の名称変更

後期高齢者医療課、高齢福祉課

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

後期高齢者医療課と福祉事業との事務分担の明確化を図るため、「介護保険課」の名称を「高齢福祉課」とします。

■土木管理課の主な事務と担当窓口の変更

新しい担当課	主な事務	以前の担当課
土木管理課	市道に関する許可 駐輪場・駅自由連絡通路の管理 道路・水路の境界確定、道路台帳整備、市道の認定・廃止と道路用地処理	道路維持課
	公共駐車場の管理	街路課
	河川・水路の占用許可事務	河川課
道路維持課	交通安全施設の整備	道路建設課
道路建設課	都市計画道路の整備	街路課

■介護医療課と高齢福祉課間における担当窓口の変更

新しい担当課	主な事務	以前の担当課
介護医療課	後期高齢者医療広域連合との連携 後期高齢者医療保険料の徴収 後期高齢者福祉医療費助成金の支給	高齢福祉医療課
高齢福祉課	高齢者福祉・介護保険事業検討委員会の開催 地域密着型サービス事業所の指定 高齢者の介護予防および生活支援事業 地域包括支援センターの運営	介護保険課

問合先 行政課（☎51・2024）

画事業としての街路事業の減少に合わせ廃止します。

■課の名称変更

●介護医療課 高齢福祉課

後期高齢者医療制度の導入に合わせ、医療事業と福祉事業との事務分担の

明確化を図るため、「介護保険課」の

名称を「介護医療課」、「高齢福祉医療課」

の名称を「高齢福祉課」とします。

■担当窓口の変更

りすば豊橋の管理は健康課が担当し

ます。